破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８号
青森県三戸郡三戸町大字久慈町26番地５
債務者　足澤　勝則
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
さいたま市見沼区大字小深作367番地１　大宮東パーク・ホームズ207、旧住所さいたま市岩槻区大字鹿室605番地14
債務者　神田伊佐央
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３７８号
さいたま市見沼区大字小深作367番地１　大宮東パーク・ホームズ207、旧住所さいたま市岩槻区大字鹿室605番地14
債務者　神田美千代
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
埼玉県鳩ヶ谷市坂下町３丁目13番15号、旧住所埼玉県川口市大字安行領家1891番地の１　レオパレスエクレール105号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７３号
さいたま市浦和区東仲町19番22号　シティープラザウラワ301、旧住所さいたま市緑区原山１丁目12番１号　メーゾンあかつき201
債務者　新藤　兼児
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
さいたま市見沼区大字蓮沼446番地１　レジデンス田島105、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1288番地４
債務者　吉田　　満
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
埼玉県朝霞市根岸台８丁目２番15号　クノスペンＢ棟202号室
債務者　武井　　靖
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
埼玉県川口市上青木２丁目52番７号
債務者　大石　　暢
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2073番地２　スム東大宮寮、旧住所埼玉県上尾市原市中３丁目１番地６　レオパレス原市壱番館108
債務者　坂井　雅彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３５号
さいたま市緑区東浦和３丁目18番地５　エステート藤203号、旧住所さいたま市緑区東浦和８丁目５番地７　清則ハイツ１―201
債務者　岡里　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
埼玉県本庄市下野堂３丁目14番27号　村田ハイツ202号
債務者　高柳　敏之
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９３号
佐賀県佐賀市大財４丁目１―46　マロンＫ’ｓ　Ａ102、住民票上の住所佐賀県佐賀市昭栄町４番48号
債務者　岡村　　進
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
佐賀県鳥栖市儀徳町2450番地５
債務者　中村　雅夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７３号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目４番20号
債務者　松尾　教一
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目４番20号
債務者　松尾久美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
佐賀県三養基郡基山町大字園部2815番地４　園部団地ＬＥ３
債務者　坂口　美穂（旧姓有家）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係